

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古殿町は予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県古殿町長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予防接種に関する事務(対象者への通知、実費徴収、受託医療機関との協議、予診票の管理、事故報告、副反応報告、健康被害救済給付等)を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務 3 予防接種による健康被害救済に関する事務 4 予防接種履歴等記録管理、統計業務 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3)予防接種の実施後に被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 6 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 (1)住民台帳をもとに、予防接種者の選定 (2)個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)委託料の支払い (5)交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 (6)定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各個人情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関して、公金受取口座を選択した受給者については、給付金支給前に公金受取口座情報の確認を行う。
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

健康診査ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の14、126の項 番号法第19条第16号 番号法第19条第6号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 25、26、153、154の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 25、27、28、29、153の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	古殿町健康管理センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字横川94-1 古殿町健康管理センター 0247-53-4038
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないこと	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	評価書名	古殿町 予防接種に関する事務 基礎項目評価書	予防接種に関する事務	事後	
平成31年3月22日	評価実施機関名	古殿町	古殿町長	事後	
平成31年3月22日	I-1③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	
平成31年3月22日	I-2特定個人情報ファイル名	健康診査ファイル	予防接種ファイル	事後	
平成31年3月22日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二別表第二における情報照会の根拠 別表第二の17、18、19の項	番号法第19条第7号及び別表第二別表第二における情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19の項 別表第二における情報提供の根拠 別表第二の16の2、16の3の項	事後	
平成31年3月22日	I-5②所属長(旧様式)	所長 野崎 貴弘		事後	
平成31年3月22日	I-5②所属長の役職名(新様式)		所長	事後	
平成31年3月22日	I-7請求先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	事後	
平成31年3月22日	I-8連絡先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字横川94-1 古殿町健康管理センター 0247-53-4038	事後	
平成31年3月22日	IVリスク対策		様式変更に伴う項目追加	事後	
令和6年3月1日	I-1. ② 事務の概要	予防接種に関する事務とは、予防接種法(昭和23年法律第68号)その他関係法令に基づき行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務をいう。 古殿町は、予防接種に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の提供又は照会を行う。 (1) 予防接種の実施 (2) 予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 (3) 予防接種の費用の徴収に関する事務 (4) 予防接種に関する記録の作成に関する事務	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、予防接種に関する事務(対象者への通知、実費徴収、受託医療機関との協議、予診票の管理、事故報告、副反応報告、健康被害救済給付等)を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務 3 予防接種による健康被害救済に関する事務 4 予防接種履歴等記録管理、統計業務 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3)予防接種の実施後に被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 6 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 (1)住民台帳をもとに、予防接種者の選定 (2)個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)委託料の支払い (5)交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 (6)定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別処置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各個人情報保有期間が保たれる特定個人情報について情報連携を行う。	事後	重要な変更にとらならないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-1. ③ システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	重要な変更にとらならないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一の10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 番号法第19条第16号 番号法第19条第6号	事後	重要な変更にとらならないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二別表第二における情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19の項 別表第二における情報提供の根拠 別表第二の16の2、16の3の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2の項	事後	重要な変更にとらならないため (評価書見直し作業による)
令和7年3月1日	評価実施機関名	古殿町長	福島県古殿町長	事後	重要な変更にとらならないため (評価書見直し作業による)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I-1. ②事務の概要	(省略) 番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別処置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各個人情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関して、公金受取口座を選択した受給者については、給付金支給前に公金受取口座情報の確認を行う。	(省略) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別処置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各個人情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関して、公金受取口座を選択した受給者については、給付金支給前に公金受取口座情報の確認を行う。	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 番号法第19条第16号 番号法第19条第6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の14、126の項 番号法第19条第16号 番号法第19条第6号	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 25、26、153、154の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 25、27、28、29、153の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないこと	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)